

堺エネルギー地産地消プロジェクト 株式会社まち未来製作所と再生可能エネルギー電力の 地産地消の推進に関する連携協定を締結しました

堺市では、2050 年カーボンニュートラルへのステップとして、2030 年度までに民生部門における電力使用に伴う CO₂ 排出実質ゼロの実現をめざし、国の脱炭素先行地域に選定された「堺エネルギー地産地消プロジェクト（以下、プロジェクト）」を実施しています。

このたび、堺市と株式会社まち未来製作所は、市内において再生可能エネルギーを活用して発電される電力（以下、地産電力）を市内の民間需要家に供給し、事業収益を地域に還元する仕組みを構築するため、「再生可能エネルギー電力の地産地消の推進に関する連携協定書」を締結しました。この特色ある地産電力供給の仕組みを市内に導入することで、地域の脱炭素化と活性化を図り、プロジェクトの達成をめざします。

1 締結日

令和 7 年 9 月 30 日（火）

2 締結先

株式会社まち未来製作所（神奈川県横浜市中区海岸通 4 丁目 17 番東信ビル）

代表取締役 青山 英明

3 主な連携内容

- ・市内需要家への地産電力の供給に係る仕組みの構築に関すること
- ・市内における地産電力の供給及び利用の拡大に関すること
- ・市内における地域の活性化に関する取組の実施に関すること

4 事業のイメージ、役割分担等



- ①堺市は市内既存再エネ電源の供給者や市内需要家に対し、本事業への参画を呼び掛けます。
- ②株式会社まち未来製作所が、市内既存再エネ電源（バイオマス発電、太陽光発電等）からの地産電力を束ね、小売電気事業者を通じて市内の需要家に供給します。
- ③株式会社まち未来製作所は得られた収益の一部を堺市と協議の上、地域活性化に向けた取組に活用することで、堺市の脱炭素先行地域のテーマである「脱炭素と地域課題の同時解決」につなげます。

問い合わせ先	担 当 課：環境局 カーボンニュートラル推進部 脱炭素先行地域推進室 電 話：072-340-2095 ファックス：072-228-7063
--------	--

再生可能エネルギー電力の地産地消の推進に関する連携協定書

堺市（以下「甲」という。）と株式会社まち未来製作所（以下「乙」という。）は、以下のとおり連携協定（以下「本協定」という。）を締結する。

（目的）

第1条 本協定は、甲及び乙が共同して、堺市内に立地する発電所から産み出された再生可能エネルギー（以下「再エネ」という。）に由来する電力（以下「地産電力」という。）の市内での消費を推進し、地域の脱炭素化及び活性化を図ることを目的とする。

（連携内容）

第2条 甲及び乙は、前条の目的を達成するため、次の各号に定める内容について連携し協力する。

- (1) 市内需要家への地産電力の供給に係る仕組みの構築に関すること
- (2) 前号の仕組みによる地産電力の供給及び利用の拡大に関すること
- (3) 地域の活性化に関する取組の実施に関すること
- (4) その他目的の達成に必要な事項

（役割分担）

第3条 甲及び乙は、次に掲げる役割をそれぞれ分担し、それぞれの責任で役割を遂行するものとする。なお、本項に記載のない業務が生じた場合、甲及び乙で協議の上、分担を決めるものとする。

- (1) 甲の役割
 - ア 甲の持つ広報媒体等を活用した広報活動
 - イ 乙が行う市内再エネ発電事業者、市内需要家及び小売電気事業者の募集に対する協力
- (2) 乙の役割
 - ア 市内再エネ発電事業者及び市内需要家の募集並びに事業参加へ向けた協議・調整・手続等
 - イ 市内需要家に地産電力を供給する小売電気事業者の募集及び事業参加へ向けた協議・調整・手続等
 - ウ 地産電力のアグリゲーション及び卸供給事業（小売供給事業を含む。以下同じ。）
 - エ 本事業の実施に必要な関係事業者等との調整・協議
 - オ 乙の持つ広報媒体等を活用した広報活動
 - カ 甲の求めに応じた契約状況等の効果検証に必要な情報の提供

（責務）

第4条 乙は、乙の責めに帰すべき事由により第三者に与えた損失について、相当範囲の賠償をする責任を負うものとし、当該範囲の賠償金額については甲に対し求償しないものとする。

ただし、第三者の損失につき、甲に故意又は過失がある場合は、乙は上記の賠償を行うことを要さず、乙が賠償した場合にはその全額について甲に対し求償できるものとする。

（経費負担）

第5条 本事業で発生する経費は、第3条に定める役割に応じて、それぞれ負担するものとする。

（地域活性化原資）

第6条 乙は、地産電力のアグリゲーション及び卸供給事業により得られた収益から、地域の活性化のための活動の原資（以下「地域活性化原資」という。）を捻出するものとする。

2 地域活性化原資の活用方針等については、甲、乙協議の上、乙が決定する。

（定期的な協議の実施）

第7条 甲及び乙は、第3条の各号に定める事項を効果的に行うため、定期的に協議を行うものとする。

（協定書の変更及び解約）

第8条 甲又は乙のいずれかから、本協定の内容の変更を申し出たときは、その都度協議の上、変更を行うものとする。

2 甲又は乙のいずれかが、やむを得ない事情がある場合は、事前の協議の上、相手方に対して書面により通知することで、本協定を解約できるものとする。ただし、本協定に基づいて行う地域内需要家等への電力供給については、本協定が解約された後も乙が責任を負うものとする。

（期間）

第9条 本協定の有効期間は、締結日から令和8年3月31日までとする。

2 前項の規定にかかわらず、期間満了日の3か月前までに、甲又は乙から何らの意思表示がない場合、本協定を1年間延長するものとし、その後も同様とする。

（守秘義務）

第10条 甲及び乙は、本事業により相手方から提供された又は知り得た情報で、既に公開されている情報以外の情報のうち、秘密である旨明示して開示された情報については、提供者の事前の承諾なく、第三者に提供、開示若しくは漏洩してはならない。

（個人情報の取扱い）

第11条 甲及び乙は、本事業の実施に関して知り得た個人情報の漏洩、滅失及びき損等の事故の防止その他の個人情報の適正な管理のために、必要な措置を講じるものとする。

（協議事項）

第 12 条 本協定に定めのない事項及び本協定に関し疑義が生じたときは、協定当事者は速やかに協議を行い、情報、課題及び目的の共有化を図りながら円滑かつ効果的に解決するよう努めるものとする。

本協定の締結を証するため、本協定書を 2 通作成し、甲及び乙それぞれが記名押印の上、各自 1 通を保有する。

令和 年 月 日

甲 大阪府堺市堺区南瓦町 3 番 1 号
堺市
堺市長 永藤 英機

乙 神奈川県横浜市中区海岸通 4 丁目 17 番東信ビル
株式会社まち未来製作所
代表取締役 青山 英明